大山町教育審議会「これからの大山町教育のあり方について」第1次答申(概要)

大山町教育審議会は、「これからの大山町教育のあり方について」の諮問を受け、昨年1 月以来、大学教授、学校関係者、保護者、町民など20人の委員により審議を重ねてきま した。このほど、第1次答申がまとまりましたので概要をお知らせします。

【幼児教育】「これからの保育所のあり方」

1. 現状と課題

- ○出生数は減少しているが、保育所児童数はほぼ横ばいであり、低年齢児の入所希望が 増加している。定員を上回る保育所がある一方で、定員を大きく下回る保育所もある。
- ○施設の老朽化、保育室やトイレの不足、駐車場が狭いことによる園児送迎時の支障等、 保育所それぞれに施設面の課題がある。
- ○保育所入所の乳児の増加、特別支援が必要な児童の増加、早朝・延長保育への対応等 により、保育士の配置が困難になっている。
- ○緊縮財政の中で、職員の増員や施設の大規模な改修等が困難な状況である。

2. 審議のまとめ

- (1) 定員に満たない保育所のある中山・名和地区の保育所は、適正規模となるよう統合する。具体的な再編計画を早急に作成すること。
- (2) 定員を超える状況が続くことが予想される大山地区の保育所は、増築又は改築を行うことも視野に入れて早急に対策を検討すること。
- (3) 早朝保育、延長保育、乳児保育等の特別保育の拠点化を検討すること。
- (4) 就学前教育の重要性を考え、保育所の統合に併せて幼稚園の設置を検討すること。
- (5) 効率的な財政運営の観点から、保育所の民間委託も視野に入れて保育所運営方針を検討すること。

3. おわりに

これからの保育所運営は、保育所の効率的な運営を図りながら、保護者や地域住民はもとより町民の理解を得るよう留意し、大山町の子どもたちが心豊かにたくましく育つ体制を構築することが重要である。

また、大山町の幼児教育が、「大山町子ども教育振興計画」や「子ども教育プログラム」に基づいて、さらに充実されることを期待する。

【学校教育】「これからの中学校のあり方」

1. 現状と課題

○少子化傾向が続き、10年後には町内中学校生徒数が2割以上減少し、1学級編成の 学年が各中学校で多くなる。特に、中山地区の小・中学校では各学年1学級編成とな る。

- ○生徒数が減少する(特に1学級編成となる)と様々な課題が生じる恐れがある。
 - ・生徒間の人間関係が固定化し、幅広い人間関係づくりが行いにくい。
 - ・体育祭や文化祭など学校行事が低調になる。
 - ・部活動の運営が困難になり、多様な活動が設定しにくい。
 - ・教職員数が減少し、他校との兼務や非常勤講師の割合が増加する。

2. 審議のまとめ

(1) 学校の適正規模

中学校にあっては、一定以上の教育レベルを維持する上で、また、生徒同士のさま ざまな関わり合いを設定するうえでも、1学年の学級数を複数とすることが望ましい。

(2) 統合の必要性

各中学校とも生徒数は減少し、特に中山中学校にあっては、極小規模の中学校となることから現状程度の教育条件を確保するためには統合が必要となる。

(3) 3中学校の統合

当面、名和中学校と中山中学校を統合し2校体制とすることも考えられるが、いずれ更なる生徒数減少により第2段階の統合を検討する必要が生じるため、現在の3中学校を統合し、1中学校とした場合が安定的に適正規模を保つことができる。

(4) 配慮すべき事項

中学校の統合により遠距離通学が生じるため、生徒の時間的な負担や体力的な負担を考慮し、スクールバスの運行や統合校舎の位置について十分配慮すること。また、中学校が地域で果たしてきた役割や意義、地域住民の感情等に十分配慮すること。

3. おわりに

しかるべき時期に3中学校を1校に統合することが望ましい。これらの方策を講じるにあたり、通学面への対応、統合校舎の位置決定、現校舎の利用方策など十分考慮し、 町民の理解を得て、ふさわしい教育環境を整備するよう努めてほしい。

【社会教育】「これからの公民館のあり方」

1. 現状と課題

- ○大山町内には大山地区3(本館1、分館2)、中山・名和地区各1の5館の公民館があり、それぞれが地域に密着した特色ある活動を行っている。
- ○公民館は、「地域コミュニティーの拠点施設」として新たに動き出すか、「生涯学習 の拠点施設」としてより充実した事業展開を行うかの岐路に立っている。

2. 審議のまとめ

(1) 教育施設としての公民館

地域に向き合い、その課題解決につながるプログラムを工夫し、地域住民の参加を 進め、相互学習を通じた地域コミュニティーの育成を図ることが重要である。公民館 の運営体制としては、指定管理者制度を導入することなく町の直営による運営が望ましい。

(2) 適正な施設数

各地区での取組みの経緯や地域性に鑑み、公民館の施設数は現状の5館が望ましい。

(3) 職員体制

各公民館の職員体制は、現状の3人体制(分館については2人)を維持すべきであり、公民館主事として専門性を持った社会教育主事等の有資格者の配置が望ましい。 また、館長は公募することも検討する。

(4) 事業推進における配慮すべき事項

- ①地域ボランティア活用における交通費等の費用弁償、講師派遣等の予算化
- ②団塊世代の大量退職者の生きがいづくりと高齢者学級の再構築
- ③部落公民館・集会所を有効利用する事業の導入

3. おわりに

公民館は、教育基本法や社会教育法に根拠を持つ教育施設であり、「生涯学習の拠点」であるとともに、「地域コミュニティーの拠点」である。その役割を十分に果たすためには、意欲と専門性を併せ持った職員の配置がもっとも重要である。地域住民から愛され、親しまれる公民館となるよう一層努めてほしい。